

令和6年度介護保険改正案 (R5.9現在:保健衛生ニュースより抜粋)

1. 居宅介護支援事業所における介護予防支援の直接指定

- ・ 包括が担う介護予防支援について、居宅介護支援事業所も指定が可能

2. 新たな複合型サービス

- ・ 訪問介護+通所介護 利用ニーズに応じた柔軟な対応や従事者の空き時間の有効活用

3. LIFE加算（科学的介護推進体制加算）の訪問系への拡大

- ・ 現行の対象：施設系、居住系、通所系、小多機、訪問リハ
- ・ 案：訪問系（訪問介護や訪問看護等）、居宅介護支援
→ 栄養・口腔関連加算が拡大の可能性

参考 日本老年学的評価研究（JAGES）調査より

- ・ 歯・口腔機能維持で要介護リスクが減少
- ・ 子どもの時の経済状況が高齢期の歯数の差に影響

4. 介護サービス事業者の経営情報の調査・分析等制度が施行

- ・ 介護サービス情報公表システム（財務諸表データベースシステムの構築）

その他

- ・ 電子申請届出システム
- ・ 生活関連情報管理サブシステム
- ・ 災害時情報共有システム
- ・ 介護サービス情報公表システム
- ・ 科学的介護データ提供関連サービス（LIFE、CHASE、VISIT）